

議案第 36 号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 20 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年杉並区条例第 18 号）の
一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「6, 400 円」を「1 万 6, 000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 17 条第 3 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 4 年 4 月 1 日前に杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項に規定する業務に従事したことにより、支給することとなった教員特殊業務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 17 条第 3 項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

(提案理由)

幼稚園教育職員の教員特殊業務手当を改定する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
第17条 略	第17条 略
2 略	2 略
3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき <u>1万6,000円</u> を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。	3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき <u>6,400円</u> を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。
4 略	4 略